

# 厚生教育常任委員会

日時：令和4年12月9日（金）

厚生教育分科会終了後

場所：第3委員会室

## 1 付託議案の審査

- 議案第72号 令和4年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 令和4年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第74号 令和4年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第77号 令和4年度島田市病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第87号 島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第89号 指定管理者の指定について（島田市川根介護予防拠点施設）
- 議案第93号 指定管理者の指定について（しまだ楽習センター）
- 議案第94号 指定管理者の指定について（島田市野外活動センター 山の家）
- 議案第95号 指定管理者の指定について（島田市山村都市交流センターささま）
- 議案第97号 令和4年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第98号 令和4年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第99号 令和4年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第103号 島田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

## 2 所管課からの報告

- 健康福祉部
  - ・健康づくり課
  
- こども未来部
  - ・保育支援課

## 3 その他

付託議案審査項目（厚生教育常任委員会）

《令和4年11月24日上程》

【議案書頁/予算に関する説明書頁/補正予算概要書頁】

○議案第72号 令和4年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
----- 6~8/89~97/23・24

○議案第73号 令和4年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
----- 9~11/98~106/25・26

○議案第74号 令和4年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）  
----- 12~13/107~114/27・28

○議案第77号 令和4年度島田市病院事業会計補正予算（第4号）  
----- 16/127~139/ —

【議案書頁/説明書・参考頁】

○議案第87号 島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
----- 49/77~80

○議案第89号 指定管理者の指定について（島田市川根介護予防拠点施設）  
----- 52/87~89

○議案第93号 指定管理者の指定について（しまだ楽習センター）  
----- 56/97・98

○議案第94号 指定管理者の指定について（島田市野外活動センター 山の家）  
----- 57/99~100

○議案第95号 指定管理者の指定について（島田市山村都市交流センターささま）  
----- 58/101・102

《令和4年12月8日上程》

【追加議案書頁/予算に関する説明書頁/補正予算概要書頁】

○議案第97号 令和4年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
----- 4~5/51~56/11・12

○議案第98号 令和4年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）  
----- 6~7/57~62/13・14

○議案第99号 令和4年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）  
----- 8~9/63~68/15・16

【追加議案書頁/説明書・参考頁】

○議案第103号 島田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
----- 13/7・8

# 課題調査票（厚生教育常任委員会）

## A分類：政策課題候補として分類

	課題・テーマ	問題（現状）分析	備考1	備考2
		※該当なし		

## B分類：情報提供素材として分類（情報提供分類：当局へ情報提供）

	課題・テーマ	問題（現状）分析	備考1	備考2
1	地域課題について（学校再編）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北部4校及び島田第一小学校の統合については、北部4校が閉校して第一小学校に吸収されるという誤った認識が見受けられるが、これら5校が対等に統合することを前提に、この考え方に伴った行動を示してほしい。</li> <li>・北部4校及び島田第一小学校の統合に伴ってのスクールバスの運行が心配される場所であるが、距離だけでなく、個々の児童の状況に合わせたバスの運行を検討していく必要がある。</li> </ul>	<p>※当局の窓口：教育総務課、学校教育課</p> <p>※当局の窓口：教育総務課、学校教育課</p>	

## C分類：情報提供素材として分類（情報提供分類：委員）

	課題・テーマ	問題（現状）分析	備考1	備考2
		※該当なし		

## 「出産・子育て応援交付金」を活用した事業の実施について

### 1 「出産・子育て応援交付金」(国第2次補正予算(期間:R4.4~R5.9))について【別添資料参照】

- (1) 目的・概要: 妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援充実と経済的支援の一体実施
- (2) 事業の内訳: ①伴走型相談支援 ②出産子育て応援ギフト ③システム構築等導入経費
- (3) 出産・子育て応援ギフト支給の基本的パターン

給付対象: 令和4年4月1日以降に出産された方

妊娠届時に出産応援ギフト、出生届出後に子育て応援ギフトを給付する。

自治体が定める事業開始日までの間の出産、妊娠に対しては遡及して給付する。

### 2 市対応(出産・子育て応援事業)について

- (1) 事業開始 令和5年1月1日
- (2) 実施方法 ①「伴走型相談支援」については、ネウボラ推進事業により対応する。  
② 出産応援金 妊娠届時の面談で申請を受け付け、現金給付(口座振込)する。  
③ 子育て応援金 赤ちゃん訪問(生後約1.5か月に実施)の面談で申請を受け付け、現金給付(口座振込)する。

《遡及対応: 令和4年4月1日から12月31日までに出産された方又は妊娠された方の対応》

- ① 令和5年3月31日までに、赤ちゃん訪問が実施可能(実施済の方も含む)な方  
⇒ 出産・子育て応援金(10万円)を令和4年度に給付する。
- ② 赤ちゃん訪問が、令和5年4月1日以降になる方  
⇒ 令和4年度に、出産応援金(5万円)を給付する。  
令和5年度に、子育て応援金(5万円)を給付する。

### (3) 11月補正予算額について(予定)

事業費	事務費(需用費、役務費、委託料)	4,070千円
	出産・子育て応援金	71,750千円
	計	75,820千円

財源	県支出金(間接補助)	63,825千円(国2/3、県1/6 ※システム改修10/10)
	一般財源	11,995千円(1/6)

# 出産・子育て応援交付金

令和4年度第2次補正予算案：1,267億円

## 1. 事業の目的

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

## 2. 事業の内容

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施

妊娠期  
(妊娠8～10週前後)

妊娠期  
(妊娠32～34週前後)

出産・産後

産後の育児期

面談  
(※1)

面談  
(※2)

面談  
(※3)

随時の子育て関連イベント等の情報発信・  
相談受付対応の継続実施(※4)

【実施主体】子育て世代包括支援センター(市町村)  
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨)

伴走型相談支援

(※2～4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、  
プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

(※1) 子育てガイドを一緒に指し確認。  
出産までの見通しを寄り添って立てる 等

(※2) 夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。  
産後サービス利用を一緒に検討・提案 等

身近で相談に応じ、  
必要な支援メニューにつなぐ

(※3) 子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手続きの紹介 等

・ ニーズに応じた支援(両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等)

・ 妊娠届出時(5万円相当)・出生届出時(5万円相当)の経済的支援

《経済的支援の対象者》令和4年4月以降の出産 ⇒ 10万円相当

《経済的支援の実施方法》 出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等  
※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

## 3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

## 4. 補助率

国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10



# 「出産・子育て応援交付金」の内訳・執行イメージ（全体像）

- 令和4年度補正予算案に計上した「出産・子育て応援交付金」の都道府県・市町村への補助の内訳と、それぞれの補助に係る補助率等については以下のとおり。補助対象や補助上限額等の詳細は交付要綱でお示しする予定。
- 出産・子育て応援ギフトは、市町村の創意工夫により、親しみの持てる名称を検討いただきたい。例：パパママ応援ギフト、出産準備金
- 令和4年度分の地方交付税を5,000億円程度増額することとしており、地方負担分はこの増額交付等の中で対応していただきたい。

## ① 伴走型相談支援

公費：202億円（国費：135億円）

**補助率** 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6



**対象となる費用**（ランニングコスト）

- ・ 伴走型相談支援を実施する**職員人件費**
- ・ 伴走型相談支援の事務に要する**活動費** 等

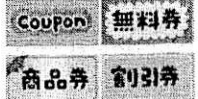
※ 伴走型相談支援と一体的に実施する経済的支援に要する市区町村の事務に要する費用を含む。

来年度以降も予算措置できるよう令和5年度当初予算編成過程において検討

## ② 出産・子育て応援ギフト

公費：1,564億円（国費：1,042億円）

**補助率** 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6



**対象となる費用**（ランニングコスト）

- ・ **出産応援ギフト**（妊娠届出時／妊婦1人当たり5万円相当）
- ・ **子育て応援ギフト**（出生届出後／こども1人当たり5万円相当）

※ クーポン、サービス利用券、交通費やベビー用品の購入・レンタル費用助成など、幅広い方法で支給可能

来年度以降も予算措置できるよう令和5年度当初予算編成過程において検討

## ③ システム構築等導入経費

公費：90億円（国費：90億円）

**補助率** 国10/10

**対象となる費用**（主にイニシャルコスト）

<都道府県>

- ・ 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を**広域連携**により行うための費用  
（クーポン発行等に係る委託経費、電子クーポンプラットフォームの構築経費 等）

<市町村>

- ・ 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を行うための**システム開発経費、クーポン発行等に係る委託経費** 等

都道府県においては、経済的支援の広域連携のほか、伴走型相談支援についても、域内市町村の取組を把握し、好事例を共有するなどの役割を担っていただきたい

原則としてイニシャルコストに対する補助であるため、令和4年度補正予算限りの予算措置

ただし、都道府県・市町村とも、クーポン発行等に係る委託経費（ランニングコスト）については来年度以降も予算措置できるよう令和5年度当初予算編成過程において検討

# 出産・子育て応援ギフトの支給のパターン

- 令和4年4月以降に出産された方を対象とし、「出産応援ギフト（5万円相当）」（妊娠届出時）と「子育て応援ギフト（5万円相当）」（出生届出後）を支給する

## 【考え方】

- ・事業開始日以降は、妊娠届出時、出生届出後にそれぞれ面談を実施した上で、ギフトを支給。
- ・事業開始日より前の「妊娠届出」と「出産」に係るギフトについては、アンケート等を実施することにより支給することを可能とする

## 支給パターン

- (1) **事業開始日以降に妊娠届出をし、出産した場合【下図①参照】**  
⇒妊娠届出時に面談を実施し「出産応援ギフト」を、出生届出後に面談を実施し「子育て応援ギフト」を支給
- (2) **事業開始日前に妊娠届出をし、事業開始日以降に出産した場合【下図②参照】**  
⇒事業開始日以降に簡易アンケート等を実施し「出産応援ギフト」を、出生届出後に面談を実施し「子育て応援ギフト」を支給  
※出生届出後に「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」を一括して支給することも可
- (3) **事業開始日前に妊娠届出をし、出産した場合【下図③参照】**  
⇒事業開始日以降に簡易アンケート等を実施し「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」を支給

